

第 2 給食センター（仮称）整備計画検討委員会設置要綱

（目的）

第 1 条 第 2 給食センター（仮称）の整備計画を策定するにあたり，専門的な見地及び保護者・学校関係者の立場から幅広く意見の聴取を行うため，第 2 給食センター（仮称）整備計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 委員会は，次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 施設設備等の基本仕様に関すること。
- （2） 事業用地の選定に関すること。
- （3） 事業手法の選定に関すること。
- （4） その他事業の推進に関し必要な事項に関すること。

（委員）

第 3 条 委員会は，次に掲げる 11 人の委員をもって構成し，教育長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 保護者代表
- （3） 学校関係者
- （4） 教育委員会事務局の職員

（任期）

第 4 条 委員の任期は，原則として平成 25 年度末までとする。

（組織）

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は，委員の互選により選出する。
- 3 委員長は委員会を代表し，委員会を主宰する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し，委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 委員会の会議は，委員長が招集し，その議長となる。

- 2 委員会は，委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

（意見の聴取）

第 7 条 委員会は，必要があると認めるときは，関係者の出席を求め，その意見又は説明を聞くことができる。

（庶務）

第 8 条 委員会の庶務は，教育委員会教育支援部健康教育課において行う。

（実施の細目）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関して必要な事項は，委員長が委員会の意見を聴いて別に定める。

附 則

この要綱は，平成 24 年 6 月 15 日から実施する。

第2 給食センター（仮称）整備計画検討委員会 委員名簿

区分	分野	氏名	所属・役職名
学識経験者 (4名)	建築学（建築計画）	竹下 輝和	九州大学大学院 人間環境学研究院教授
	建築学（環境建築）	藤本 一壽	九州大学大学院 人間環境学研究院教授
	経済学	大石 桂一	九州大学大学院 経済学研究院准教授
	栄養学・食品衛生学	渡辺 啓子	九州中央病院 医療技術部栄養管理科総括
保護者代表 (3名)	中学校保護者代表	松田 瑞恵	福岡市PTA協議会 副会長
	中学校保護者代表	竹田 美帆	福岡市PTA協議会 副会長
	特別支援学校保護者代表	木原 千鶴香	福岡市PTA協議会 副会長
学校関係者 (2名)	中学校校長会	林 貫	福岡市立原中学校校長
	特別支援学校校長会	高嶋 正章	福岡市立屋形原特別支援学校校長
教育委員会 事務局 (2名)	総務部（総務担当）	井上 義勝	福岡市教育委員会総務部長
	教育支援部（給食担当）	桑田 哲志	福岡市教育委員会教育支援部長

実施の細目（案）

(1) 議事の公開

委員会の議事は、原則公開とする。ただし、会議が福岡市情報公開条例第38条ただし書きの規定（※1）に該当するとき、出席委員の過半数が非公開扱いとすることに正当な理由があると認めるとき又は意見や説明を求められた出席者から非公開扱いの希望申し出がなされた場合において委員会が正当な理由があると認めたときは、非公開とする。

なお、傍聴の手続きは、福岡市教育委員会傍聴人規則（昭和27年11月1日教育委員会規則第2号）に準じることとする。

(2) 議事録の公表等

ア 委員会の議事録は、会議の議題又は論点ごとの審議経過を明らかにした要点筆記とする。

なお、委員氏名の表出は行わない。

イ 議事録に関しては、別途委員のうちから署名人2名を選任し、事務局が調製した議事録案について承認を得て確定を行うものとする。

ウ 議事録については、会議資料も併せて事務局において閲覧できるように備え付ける。また、会議資料も含めてホームページ上でも公開する。

(3) 議会への報告

検討課題の各項目のうち特に重要なものについて、市において今後の方向性を概ね見出したものは、事務局から直近の市議会所管委員会へ報告等を行うものとする。

なお、必要に応じて、議会の意見等を踏まえて、更に審議を重ねるものとする。

(4) 委員会の性格等

委員会は、福岡市教育委員会附属機関等の設置及び運営に関する要綱第2条第2項に規定する「協議会等」であり、上記以外のことに関しては同要綱及び関連要領等に基づいて運営するものとする。

(5) 類似機関との相関

本委員会の、「学校給食センター運営委員会」及び「学校給食運営検討委員会」との関係は、相互に関係のある事項については相互に報告するなど、議論の機会を確保するものとする。

※1 福岡市情報公開条例第38条

（附属機関等の会議の公開）

附属機関等の会議は、これを公開するものとする。ただし、その会議における審議の内容が、非公開情報に該当する事項に関するものであるとき、又は許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りでない。

改正 昭和40年10月25日教規則第13号 平成13年 3月29日教規則第 2号
平成17年10月31日教規則第15号 平成23年10月31日教規則第12号

（傍聴の手続）

第1条 教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、係員の指示に従つて、傍聴席に着かなければならない。

2 傍聴の受付は、会議の開会予定時刻の30分前から開会予定時刻までの間行うものとする。

3 傍聴人の定員は、10人とする。ただし、委員長が必要があると認めるときは、これを増員することができる。

4 会議を傍聴しようとする者が定員を超える場合は、抽選により傍聴人を決定するものとする。

（平成13教規則2・平成17教規則15・平成23教規則12・一部改正）

（入場の制限）

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、入場することができない。

（1）酒気を帯びていると認められるもの

（2）会議の妨害となると認められる器物等を携帯しているもの

（3）前2号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められるもの

（平成13教規則2・一部改正）

（傍聴人の遵守事項）

第3条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。

（1）みだりに傍聴席を離れること。

（2）私語、談話又は拍手等を行うこと。

（3）議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。

（4）喫食又は喫煙を行うこと。

（5）前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。

（昭和40教規則13・旧第4条繰上、平成13教規則2・平成23教規則12・一部改正）

（撮影及び録音）

第4条 傍聴人は、傍聴席において、写真等を撮影し、又は録音をしようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

（平成23教規則12・全改）

（退場）

第5条 傍聴人は秘密会が開かれるとき、又は委員長から退場を命じられたときは、速かに退場しなければならない。

（昭和40教規則13・旧第5条繰上、平成13教規則2・旧第4条繰下・一部改正）

（その他の指示）

第6条 この規則に定めるもののほか、傍聴人は委員長の指示に従わなければならない。

（昭和40教規則13・旧第6条繰上、平成13教規則2・旧第5条繰下・一部改正）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和40年10月25日教規則第13号）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年 3月29日教規則第 2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年10月31日教規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年10月31日教規則第12号）

この規則は、平成23年11月 1日から施行する。

福岡市教育委員会附属機関等の設置及び運営に関する要綱（抜粋）

（平成13年5月21日教育長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、教育行政の効率性、透明性及び公平性を高めるため、福岡市教育委員会の所管に係る附属機関及び協議会等の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「附属機関」とは、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法令又は条例の定めるところにより設置される審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関をいう。

2 この要綱において「協議会等」とは、学識経験者、市民等の意見を聴くために設置するものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 市民団体、関係機関等との連絡調整を主たる活動内容として設置されるもの
- (2) 市職員のみで構成されるもの
- (3) イベント等の実行委員会及びこれに準ずるもの
- (4) その他この要綱の対象とすることが不適当なもの

（附属機関等の設置）

第3条 附属機関及び協議会等（以下「附属機関等」という。）の設置に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 他の附属機関等と設置目的又は所掌事務が重複し、又は類似しないものであること。
- (2) 既存の附属機関等又は他の行政手段の活用では課題の解決が不可能であり、又は著しく困難であること。
- (3) 委員の数は、20人以内とすること。ただし、法令若しくは条例に定めがある場合又はその他特別の事情がある場合は、この限りでない。
- (4) 臨時的な附属機関等については、設置期限を明示すること。

（協議会等の設置に係る留意事項）

第4条 協議会等は合議制機関として機関としての意見を表明する附属機関と異なり、あくまで出席者の意見の表明又は意見交換の場であるという基本的性格に鑑み、設置に当たっては次の事項に十分留意するものとする。

- (1) 名称には、審査会、審議会、調査会その他附属機関と誤認されるような文字を用いないこと。
- (2) 委員の意見のとりまとめについては、個々の委員の意見表明の形をとり、機関としての意見の表明と紛らわしい諮問・答申の形をとらないこと。
- (3) 定足数及び採決の方法を定めないこと。
- (4) その他設置及び運営に関しては、附属機関と紛らわしい措置をとらないこと。

附 則（平成24年7月1日改正）

（施行期日）

1 改正後のこの要綱の規定は、平成24年7月1日から施行する。

議題 3 福岡市の学校給食の現状とセンター再整備の基本的な考え方について

1 福岡市学校給食の現状①

(使命)安全・安心でおいしい給食を安定的に提供

- 単独校方式(自校方式) 小学校146校, 中学校4校, 特別支援学校2校
- 共同調理場方式(センター方式) 中学校65校, 特別支援学校5校

調理場名	施設竣工	給食対象人員 (平成23年5月1日現在)
学校給食センター (那の津)	S 48年 1月	9,698食
同有田支所	S 48年12月	9,837食
同柳瀬支所	S 50年 2月	9,985食
同箱崎支所	S 58年 3月	9,549食
計		39,069食

給食対象人員には教職員を含む

2 福岡市学校給食の現状②

中学校の給食

- ・副食2品(センターでは1日に3種類の献立を調理)
- ・食物アレルギーの対応なし
- ・ランチプレート、スプーン、フォークを使用



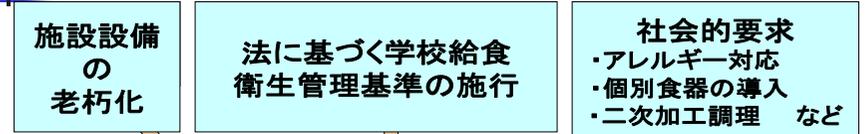
3 福岡市学校給食の現状③

特別支援学校の給食

- 以下の点を除き、中学校と同一献立
- ・骨除去又は高圧処理した魚の使用
 - ・咀嚼・嚥下面に配慮した献立・食材の一部変更
 - ・刺激の強い香辛料は控える
- 必要に応じて教室で二次加工が行われている。
- ・キッチンばさみを使用し、一口大に切る
 - ・ミルサーを使用し、ペースト状にする



4 学校給食センター再整備事業の検討経緯



平成22年10月 「福岡市学校給食センター再整備基本構想」策定
・学校給食センター再整備の基本方針

平成23年 3月 「(仮称)第1給食センター整備計画」策定
・第1給食センターの個別の整備計画(基本仕様, 事業手法 等)

平成24年1月「(仮称)第1給食センター整備運営事業実施方針」策定
・第1給食センター事業の実施方針(事業内容, 事業者の募集・選定方法 等)

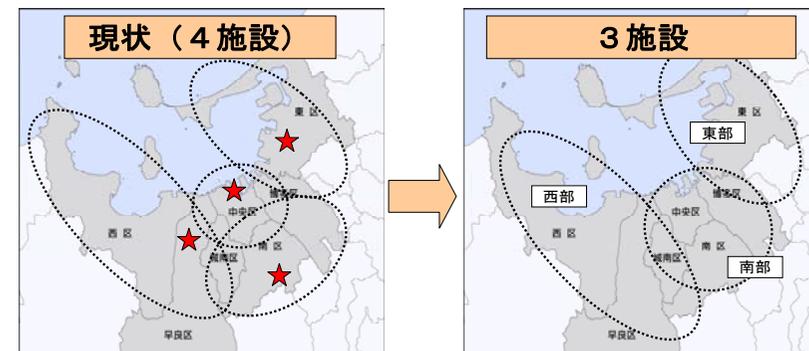
5 学校給食センター 再整備基本構想の概要①

施設・設備及び運営に関する基本方針

- ア 安全・安心な給食のための衛生水準、危機管理の徹底
- イ アレルギー対応食が提供できる給食環境の整備
- ウ 食育に資する望ましい給食環境の整備
- エ より豊かでおいしい給食のための調理環境の充実
- オ 高品質かつ効率的な施設設備の整備及び運営
- カ 環境負荷の低減

6 学校給食センター 再整備基本構想の概要②

学校給食センターの配置



※破線は参考であり、実エリアを表示するものではない。

7 学校給食センター 再整備基本構想の概要③

事業手法及び運営体制

- ・事業手法や運営体制は、センター毎に検討
- ・「給食の質的向上」と「民間ノウハウの活用等による業務効率化」との両立
- ・献立作成、栄養管理、衛生管理、物資調達・検査は市が担保すべき業務

8 (仮称)第1給食センター 整備計画

- 基本仕様
- 事業手法
- 事業のスケジュール
- 事業候補地

9 (仮称)第1給食センター 整備運営事業の概要①



事業予定地

10 (仮称)第1給食センター 整備運営事業の概要②

事業用地:福岡市博多区東平尾一丁目118番2外2筆

敷地面積:約13,177㎡

調理能力:13,000食/日

事業方式:PFI(BTO)

事業期間:事業契約締結日から平成41年3月31日まで

事業範囲:施設整備業務、開業準備業務、維持管理業務、
運営業務

※ただし、献立作成や衛生管理、食育、食材
調達・検収業務等については、引き続き市
が行う。

11 (仮称)第1給食センター 整備運営事業の概要③

事業スケジュール(予定)

事業契約締結	平成24年12月上旬
設計・建設期間 (学校配膳室改修工事)	事業契約締結日～平成26年7月末 平成25年7月中旬～8月末日及び 平成26年7月中旬～8月末日
開業準備期間	平成26年8月1日～平成26年8月末
供用開始日	平成26年9月1日
維持管理・運営期間	平成26年9月1日～平成41年3月末

議題 4 検討委員会のすすめ方について

(1) 整備計画策定の手順

1. 事業予定地について

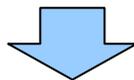
事業予定地確定のための検討

- 敷地要件，地盤状況，関係法令等による制限，インフラ整備状況 等
- 配送対象校における想定配送時間（2時間喫食の遵守）

2. 基本仕様について

必要機能の検討

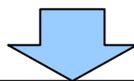
- 基本構想，第1給食センター整備計画及びその検討過程等を踏まえ，第2給食センターに求められる機能を検討
(第1給食センターの基本仕様のうち，不要となる機能)
(第2給食センターの基本仕様として，新たに加える機能)



施設概要設計，事業予定地の面積・形状の確定



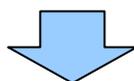
概算事業費（施設整備費，維持管理・運営費）の算定



3. 事業手法について

事業手法の検討

- 事業手法選定にあたっての視点
- 各事業手法のメリット・デメリット
- VFMの検討
- 市場調査の結果



4. 最適事業手法の選定

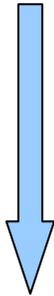
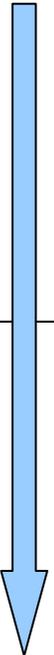
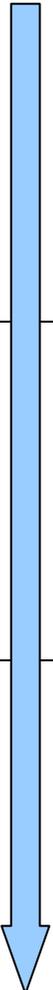
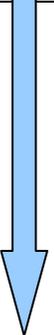
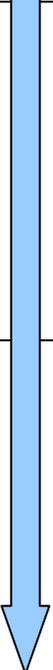
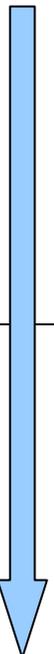
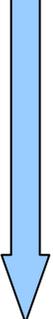
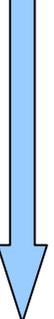
総合的な評価

- 定量的な効果（VFMの達成）
- 定性的な評価（サービス水準の維持・向上）
- 民間企業の参入可能性



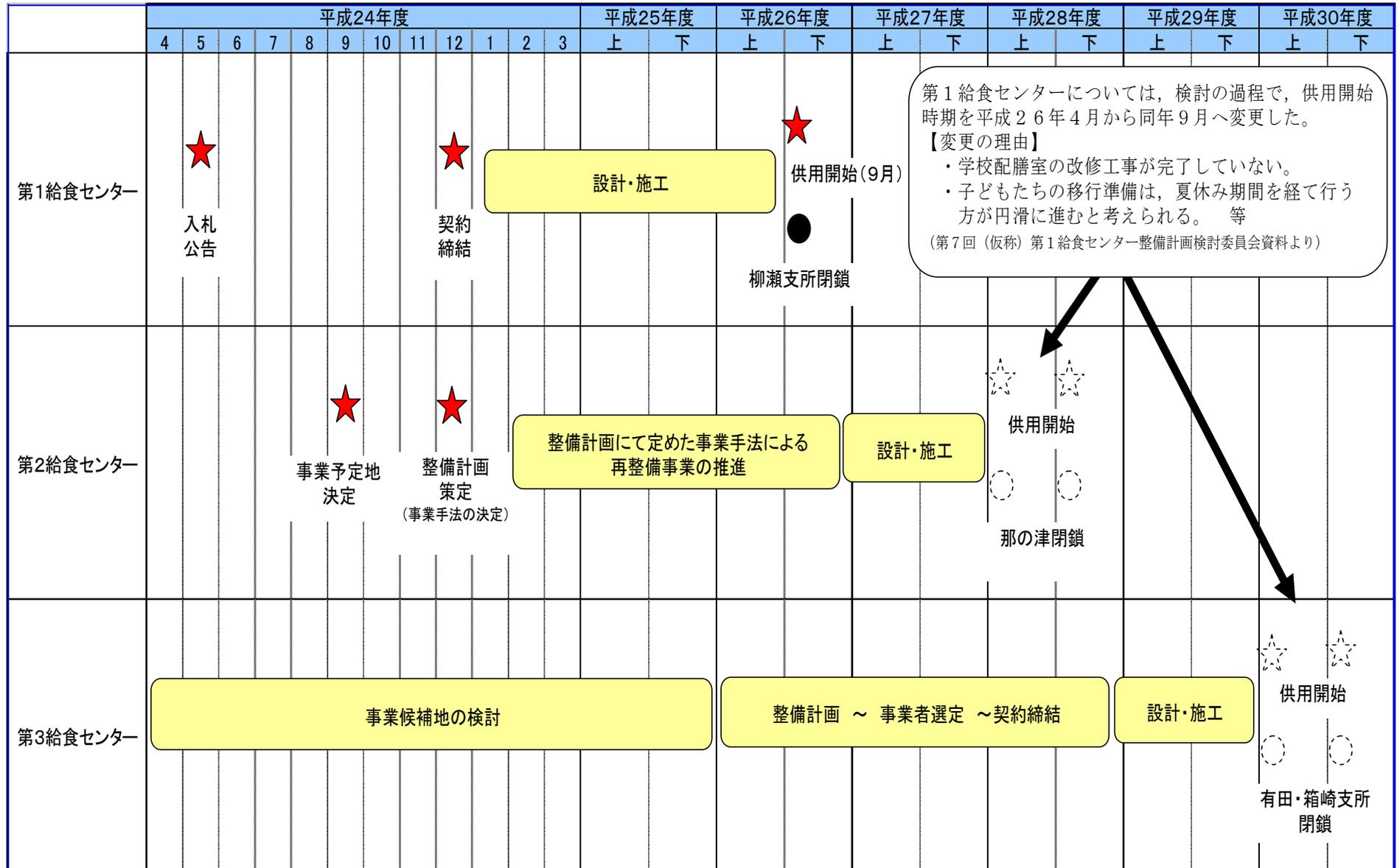
整備計画策定

(2) 検討委員会の開催スケジュール及び検討内容（予定）

	検討委員会の設置等 について	事業予定地 について	基本仕様 について	事業手法 について
第1回 (平成24年7月2日)	 <ul style="list-style-type: none"> ○委員長，副委員長の選任 ○細目の制定 ○学校給食の現状とセンター再整備の基本的な考え方 ○再整備スケジュール 	 <ul style="list-style-type: none"> ○事業用地の前提 ○事業候補地の概要 ○法令等による制限 ○配送対象校及び配送時間 	 <ul style="list-style-type: none"> ○基本仕様 ・要旨 ・必要機能 	
第2回 (平成24年8月)		 <ul style="list-style-type: none"> ○事業予定地としての妥当性 	 <ul style="list-style-type: none"> ○基本仕様 ・必要機能 	 <ul style="list-style-type: none"> ○各事業手法の整理 ・事業手法選定にあたっての視点 ・各事業手法のメリット，デメリット
第3回 (平成24年11月)			 <ul style="list-style-type: none"> ○最終確認 	 <ul style="list-style-type: none"> ○VFMの検討 ○市場調査の結果 ○最適事業手法の選定

第3回までの検討状況によっては，第4回の開催もありうる。

議題 5 学校給食センター再整備スケジュールイメージについて



議題 6 事業候補地について

事業用地の前提

- 13,000 食程度の供給能力を持つ施設の設置が可能であること。
面積の目安 13,000 m²程度
- 学校給食衛生管理基準に定める調理後 2 時間以内の給食が可能であること。
配送時間の目安 全配送対象校へ 50 分以内
- 給食センター再整備事業の進捗状況にあわせて、適切な時期に確実に取得することが可能であること。

「福岡市学校給食センター再整備基本構想」において、新センターは東部・南部・西部の各エリアに配置することとしている。第 1 給食センター（仮称）は南部エリアに設置されること、西部エリアには現時点で上記の前提を満足する適地が見つかっていないことから、東部エリアの東区香椎浜ふ頭二丁目 1 5 番 1 の香椎パークポート内市有地を候補地とし、その事業予定地としての妥当性を検証するもの。

1. 事業候補地の概要

- | | |
|--------------|------------------------|
| (1) 所在地 | 福岡市東区香椎浜ふ頭二丁目 1 5 番 1 |
| (2) 所有者 | 福岡市（港湾局所管（港湾整備事業特別会計）） |
| (3) 用途地域 | 準工業地域 |
| (4) 臨港地区の分区 | 商港区 |
| (5) 地目 | 雑種地 |
| (6) 建ぺい率 | 60% |
| (7) 容積率 | 300% |
| (8) 分譲地全体の面積 | 31,000 m ² |

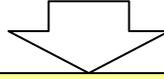
< 候補地位置 >



2. 関係法令等による制限

(1) 「博多港の臨海地区内の分区における構築物の規制に関する条例」による規制

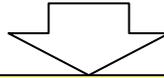
給食センターは、一般的に「工場」として取り扱われるため、「商港区」の区域内においての構築が認められていない。



構築物の制限はあるが、必要な手続を経て「市長が公益上やむを得ない」と認めた場合、給食センターの建設が可能となる。

(2) 「香椎パークポート景観形成ガイドライン」による規制

高度な機能を有した博多港の新たな物流拠点として、調和のある良好な港湾環境の創出を図るものとして規制が定められている。(P 6～P 8 参照)



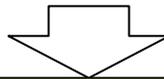
給食センターを建設するにあたり、特段の支障はない。

3. 自然災害における影響

事業候補地の特性から、津波・液状化による影響について検証しておく必要がある。

(1) 津波

東北地方太平洋沖地震のような甚大な被害をもたらす津波の発生は、一般的に海溝型地震であるといわれている。



九州の北岸・西岸では、地震の発生源となるプレートの境界は確認されていないこと、警固断層帯（内陸直下型地震）については、横ずれ断層であることから、津波の発生可能性は低いとされている。

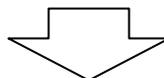
なお、博多湾で記録した最大の津波は、東北地方太平洋沖地震（平成 23 年 3 月）の 32 cm である。

（「アイランドシティの安全性～自然災害に強いまちづくり・みなとづくり～」より）

(2) 液状化

兵庫県南部地震及び東北地方太平洋沖地震においては、アイランドシティと同様の整備が行われた箇所では、液状化が発生しにくいことが明らかになっている。

（「アイランドシティの安全性～自然災害に強いまちづくり・みなとづくり～」より）



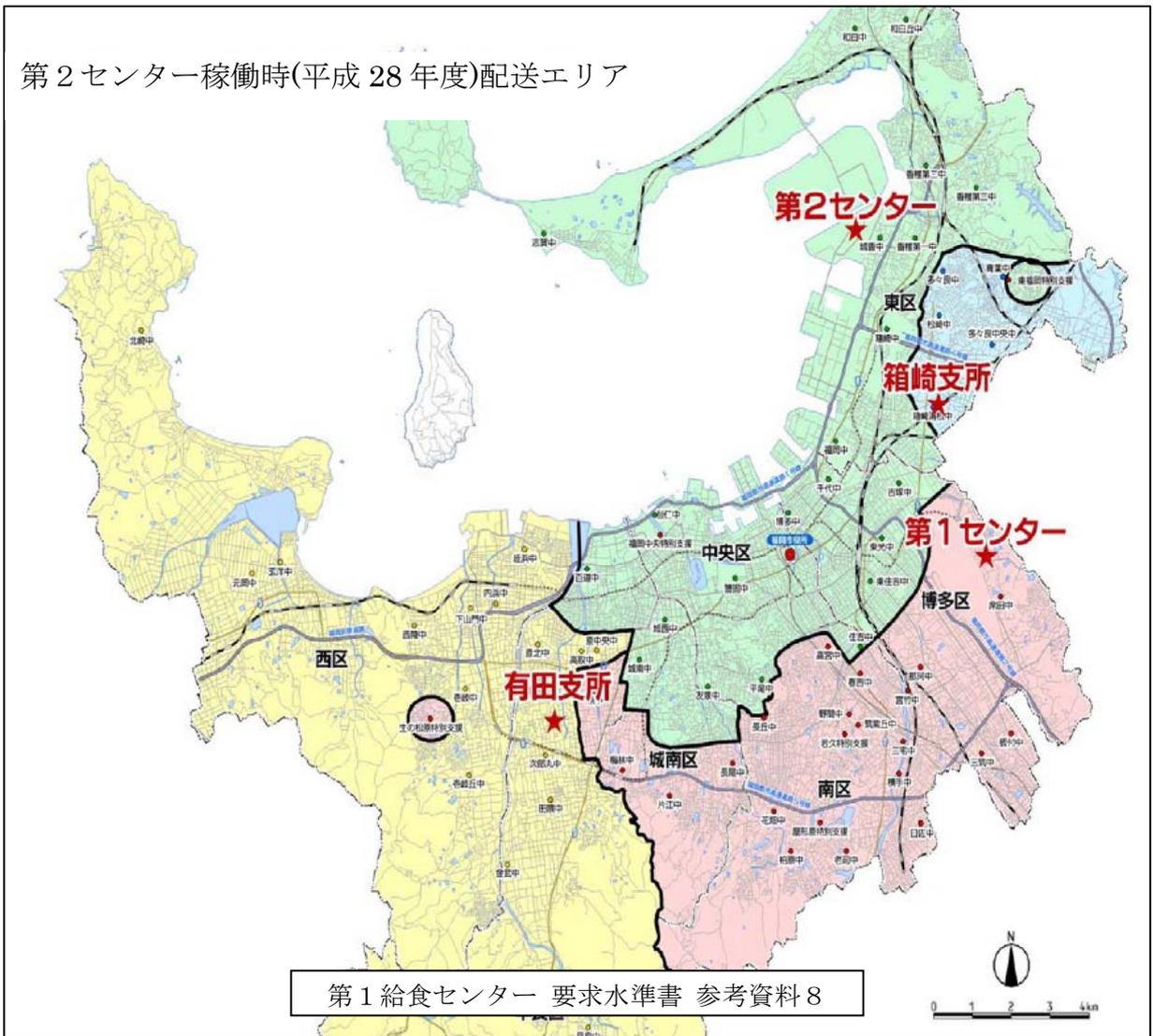
香椎パークポートは、アイランドシティと同様に、液状化しにくい粘土成分の多い土を十分に水抜きし締め固める方法により整備が行われている。

4. その他事業候補地に関する事項

- 事業候補地の北側に都市高速道路を建設する都市計画が検討されている。

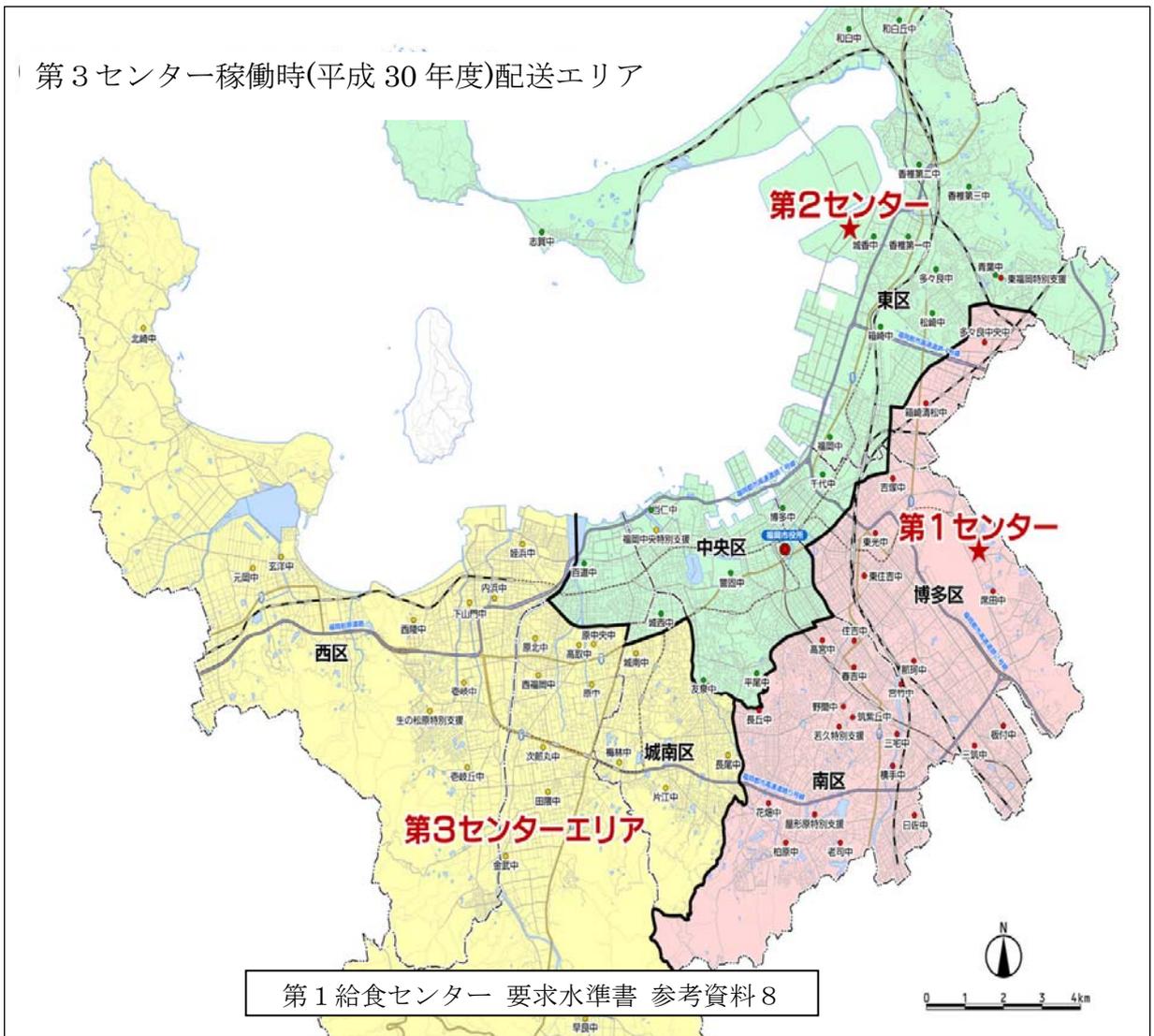


5. 配送対象校及び想定配送時間の変遷



配送対象校 23 校において想定される配送時間			
城 香	12.6 分	千 代	26.0 分
香椎第一	14.5 分	博 多	29.3 分
香椎第二	18.2 分	東福岡特別支援	31.1 分
箱 崎	19.3 分	福岡中央特別支援	38.3 分
香椎第三	20.8 分	城 南	48.9 分
和 白	21.1 分	吉 塚	28.5 分
福 岡	22.6 分	東 光	33.0 分
志 賀	23.0 分	東 住 吉	36.3 分
警 固	29.4 分		
当 仁	33.8 分		
友 泉	37.2 分		
城 西	45.3 分		
平 尾	31.9 分		
百 道	49.7 分		
和 白 丘	27.1 分		
		(集計)	
		30分未満	13校
		30～40分	7校
		40～50分	3校
		50分以上	なし

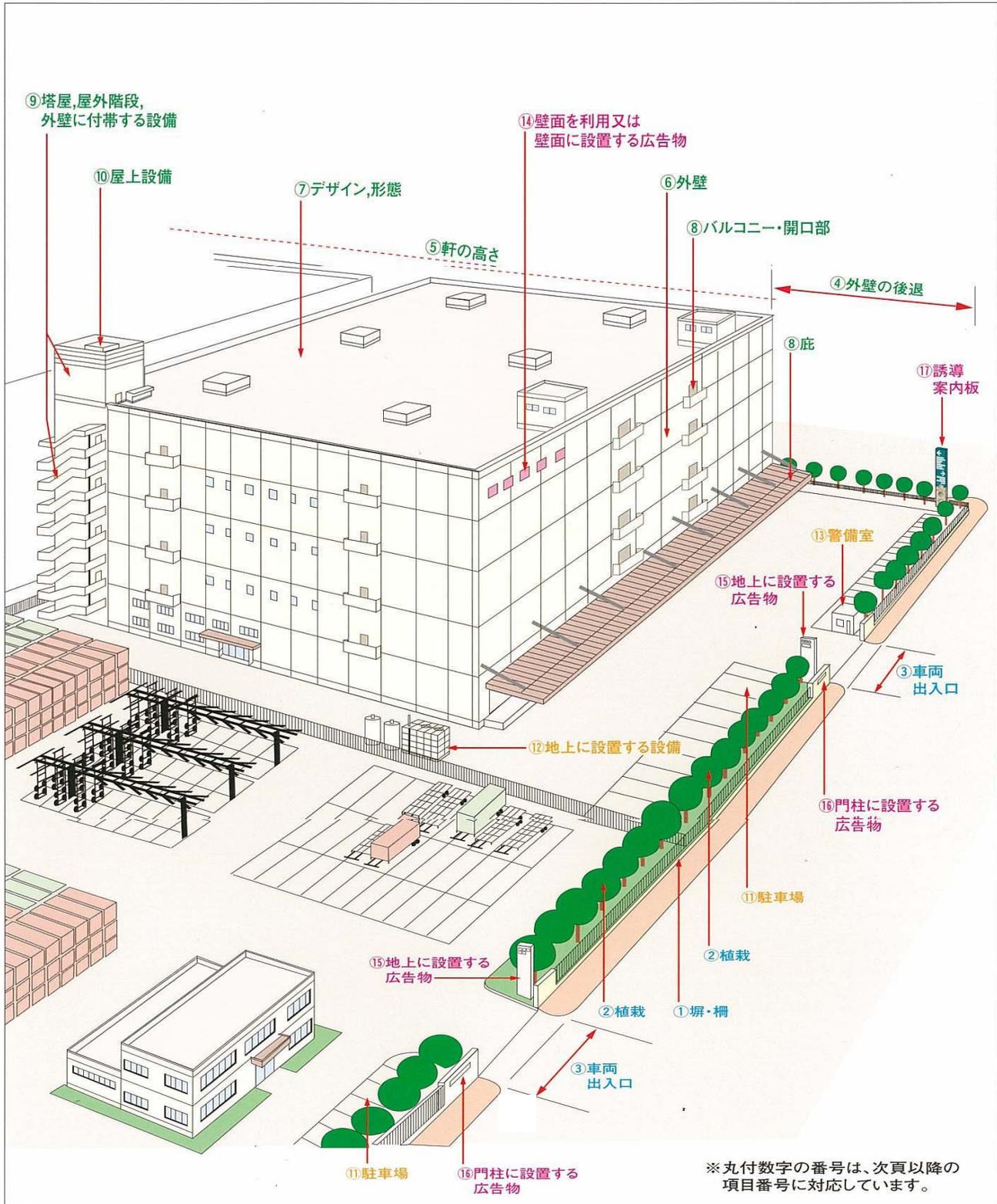
第3センター稼働時(平成30年度)配送エリア



配送対象校 22 校において想定される配送時間

城 香	12.6 分	千 代	26.0 分
香椎第一	14.5 分	博 多	29.3 分
香椎第二	18.2 分	東福岡特別支援	31.1 分
箱 崎	19.3 分	福岡中央特別支援	38.3 分
香椎第三	20.8 分	多々良	19.7 分
和 白	21.1 分	松 崎	22.6 分
福 岡	22.6 分	青 葉	23.7 分
志 賀	23.0 分		
警 固	29.4 分		
当 仁	33.8 分		
友 泉	37.2 分	(集計)	
城 西	45.3 分	30分未満	15校
平 尾	31.9 分	30～40分	5校
百 道	49.7 分	40～50分	2校
和 白 丘	27.1 分	50分以上	なし

2.景観形成ガイドラインの適用項目について



①柵・塀

- ◇道路沿いの塀の設置は禁止する。なお、柵を設ける場合には透視可能なものにする。また、柵の基礎ブロックを使用する場合は、高さを0,6m以下にすること。
- ◇周囲と調和する意匠、色彩に配慮すること。

②植栽

- ◇「福岡市緑地保全と緑化推進に関する条例」を遵守すること。
なお条例の施行規則に定める緑化目標は以下の通りです。
主として屋内を利用するもの:10%以上
主として屋外を利用するもの:5%以上
- ◇主な植栽位置は道路沿いとし、最低2.0m以上の植栽帯を設けること。なお、樹種や配植は、植栽帯が面する道路の植栽に調和するように努めること。
- ◇樹種は推薦樹種を参考にしてください。

③車両出入口

- ◇幹線40m道路側にコンテナトレーラー、大型車等を対象にした車両出入口を原則として設置しないこと。
- ◇車両出入口1ヶ所の幅は12m以内にすること。

④外壁の後退

- ◇道路に面する建築物の主要な外壁、またはこれに代わる柱の面は、5m以上後退した位置とし、隣地との建築物の壁面線に配慮すること。

⑤軒の高さ

- ◇軒の高さは周囲と出来る限り揃え、地区全体で調和のとれる景観作りに努めること。

⑥外壁

- ◇建築物の外壁の色彩や材料は景観を左右する重要な要素であるため、周囲との調和を図ること。
A. 色彩
外壁の大部分に使用する色彩は、高彩度色の使用を避け、周囲との調和に配慮すること。
B. 材料
外壁材は、汚れが目立たず、退色が少ないものを用いること。

⑦デザイン・形態

- ◇デザイン・形態は、企業の目標とするイメージをキーワードとして設定するなど、創意・工夫に努めること。

⑧庇, バルコニー, 開口部

- ◇庇やバルコニー、開口部、付帯する設備等を設置する場合は、建築物本体と調和したデザインとし、外観のリズムを生むように配慮すること。

⑨塔屋, 屋外階段, 外壁に付帯する設備(とい, 配管等)

- ◇40m幹線道路に面して設けないこと。やむを得ず設置する場合は建築物本体と調和したデザインにすること。

⑩屋上設備

- ◇道路から見えない位置に設けること。
- ◇やむを得ず見える位置に設ける場合は、壁面の立上げやルーバーの設置及び塗装の工夫等により隠し、建築物と一体的なデザインにすること。

⑪駐車場

- ◇施設に必要な駐車場については、通勤車、荷待ちの車両が道路上に駐車しないように自己の敷地内で確保すること。

⑫地上に設置する設備, 電線類

- ◇地上に設置する諸設備(受変電設備, 受水槽等)は、道路から見えない位置に設置すること。やむを得ず見える位置に設置する場合は、植栽や囲いにより隠蔽するか、建築物や他の工作物等と調和したデザインにすること。
- ◇諸設備の設置にあたっては、十分な防音対策を講じること。
- ◇敷地内の電線類は、地中化すること。

⑬警備室

- ◇建築物本体と調和したデザインにすること。
- ◇仮設コンテナハウス等は設置しないこと。

⑭建築物の壁面を利用又は壁面に設置する広告物

【掲出内容】

- ◇「自己の名称、社章や商標等(以下『社名等』という)」の掲出のみに限る。

【数量】

- ◇壁面1面につき1か所まで(1階部分の出入口の周囲についてはこれと別に1か所可)にすること。

【掲出面積】

- ◇建築物最上階に掲載する場合……30㎡以内
- ◇その他の階に掲出する場合……5㎡以内
- ◇1階部分の出入口付近……1㎡以内

【形状】

- ◇広告物は、文字を切り抜いて設置するもの、又は壁面に文字等を塗装するものにする。やむを得ず広告板により設置する場合は、壁面から突出しないものとし、建築物本体との調和に配慮すること。

⑮地上に設置する広告物

【掲出内容】

- ◇車両の進入を誘導するものを設置すること。
- ◇『社名等』の掲出のみに限る。

【掲出位置及び個数】

- ◇出入口を設置する側または、40m幹線道路に面して1ヶ所
(集合誘導案内板は別途可)

【掲出面積】

- ◇数量2面まで
- ◇1面につき面積 10㎡以下高さ 10m 以下

⑯門柱に設置する広告物

【掲出内容】

- ◇『社名等』の掲出のみに限る
- ◇門柱又はこれに代わるものにおいて表示部1組につき1㎡以内で1組とすること。

⑰誘導案内板

- ◇個々の事業者による設置は禁止する。
- ◇複数の事業者で集合案内板を設置する場合は、あらかじめ地区で仕様を統一し、40m幹線道路の交差点付近の民地内に設置すること。また、他の標識、都市サイン等に支障にならないよう留意すること。

議題 7 基本仕様（案）について

1. 施設の基本的な考え方

(1) 安全・安心な給食のための衛生水準、危機管理の徹底

- ・学校給食衛生管理基準等の遵守
- ・H A C C P（危害分析・重要管理点）の考え方に基づく手法による衛生管理
- ・調理従事者の作業環境への配慮
- ・災害時危機管理への熱源組み合わせ対応

(2) アレルギー対応食が提供できる給食環境の整備

- ・アレルギー対応食専用調理室の設置
- ・除去食を基本とし、メニューに占める除去割合が多い場合は代替食を提供
- ・対応アレルゲンは表示義務原材料 7 品目（乳、卵、小麦、えび、かに、そば、落花生）及びごま・ごま油
- ・アレルギー対応献立 3 形態（①乳対応、②卵対応、③アレルゲン 8 種対応）からの選択

(3) 食育に資する望ましい給食環境の整備

- ・P E N樹脂製個別食器の導入
- ・箸の持参推進
- ・調理・視聴覚機能一体型研修室等の確保
- ・下処理から洗浄まで含めた全工程見学通路の設置

(4) より豊かでおいしい給食のための調理環境の充実

- ・副食 3 品献立
- ・高機能調理機器及び高性能保温保冷食缶の導入
- ・専用献立、食材、調理ラインによる知的障がい特別支援学校給食提供及び咀嚼・嚥下等が困難な生徒・児童への二次加工食調理

(5) 高品質かつ効率的な施設設備の整備及び運営

- ・建設から維持管理・修繕、調理・運営等全般に渡るライフサイクルでのコスト効率化
- ・学校配膳室の改修による混雑解消及びバリアフリー化
- ・食器・食缶分離配送方式の導入
- ・障がい者雇用推進の理念を踏まえた施設整備及び運営

(6) 環境負荷の低減

- ・周辺地域の生活環境保全
- ・省エネルギー設備の導入、新エネルギーの利用
- ・残渣の再生利用

2. 必要機能

(1) 調理能力

13,000 食／日

(内、アレルギー対応食は150 食程度、特別支援学校対応食は最大600 食程度とする。)

※配送校数は、中学校・特別支援学校 70 校のおよそ3分の1を想定

(2) 献立方式

① 中学校：2 献立

- ・ 副食3品とする。
- ・ アレルギー対応食は、中学校通常献立を基本とし、メニューに応じて、除去食と代替食を併用（基本的には除去食対応とし、主な食材がアレルゲンの場合は極力代替食提供とする。）、対応アレルゲンはアレルゲン表示義務原材料7種（乳、卵、小麦、えび、かに、そば、落花生）及びごま・ごま油とし、提供方法は3形態（①卵対応・②乳対応・③アレルゲン8種対応）からの選択方式とする。なお、アレルゲン8種対応を選択した生徒・児童の主食は、中学校通常献立と同じ主食又は麦なしご飯からの選択とする。また、配送・配膳については、個人専用のランチジャー及び食器セットをBOXにて配送するなど、個別生徒に対応する適切な方法により行う。

② 特別支援学校：専用1 献立

- ・ 副食3品とする。
- ・ 材料の切り方、大きさ、調味の方法などが中学校通常献立とは異なる専用献立とする。
- ・ 「小学部低学年」・「小学部中学年」・「小学部高学年」・「中・高等部」の4通りでの量の調節を行う。
- ・ 咀嚼・嚥下等が困難な生徒・児童のための二次加工食は、生徒・児童の摂食機能に合わせて、材料を単に細かく刻むのではなく、大きさ、硬さ、とろみを考慮して、別調理や再調理を行い、食形態だけではなく、食欲をそそるように彩りにも配慮する。また、配送・配膳については、個人専用のランチジャー及び食器セットをBOXにて配送するなど、個別生徒に対応する適切な方法により行う。
- ・ アレルギー対応食は、特別支援学校通常献立を基本とし、メニューに応じて、除去食と代替食を併用（基本的には除去食対応とし、主な食材がアレルゲンの場合は極力代替食提供とする。）、対応アレルゲンはアレルゲン表示義務原材料7種（乳、卵、小麦、えび、かに、そば、落花生）及びごま・ごま油とし、提供方法は3形態（①卵対応・②乳対応・③アレルゲン8種対応）からの選択方式とする。なお、アレルゲン8種対応を選択した生徒・児童の主食は、特別支援学校通常献立と同じ主食又は麦なしご飯からの選択とする。また、配送・配膳については、個人専用のランチジャー及び食器セットをBOXにて配送するなど、個別生徒に対応する適切な方法により行う。
- ・ 二次加工食とアレルギー対応食の複合についても対応する。

(3) 施設形態

- ① 1 場 1 棟方式、ドライシステムの採用を前提とする。
- ② 給食調理エリアは、1 階配置を基本とする。
- ③ アレルギー対応食専用の調理室を設置する。(150 食程度対応)
- ④ 特別支援学校の調理ラインは、特別支援学校と中学校それぞれの献立や調理に支障を来さないのであれば、中学校のラインとの共用も可とする。(最大600 食程度対応) また、咀嚼・嚥下等が困難な生徒・児童に対応した二次加工食の調理ができる専用の調理室を設置する。(最大20 食程度対応)
- ⑤ 学校から回収した残食及び調理くずは、市が別途契約する業者により排出処理を行う。
- ⑥ 炊飯設備は設けないものとする。ただし、アレルギー対応食のうち、アレルゲン8種対応分の麦なしご飯と、特別支援学校二次加工食対応のうち、米飯加工対応分については、センター内に炊飯器設置などにより炊飯機能を備えるものとする。